

# かわら版

川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



## 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策強化を！！

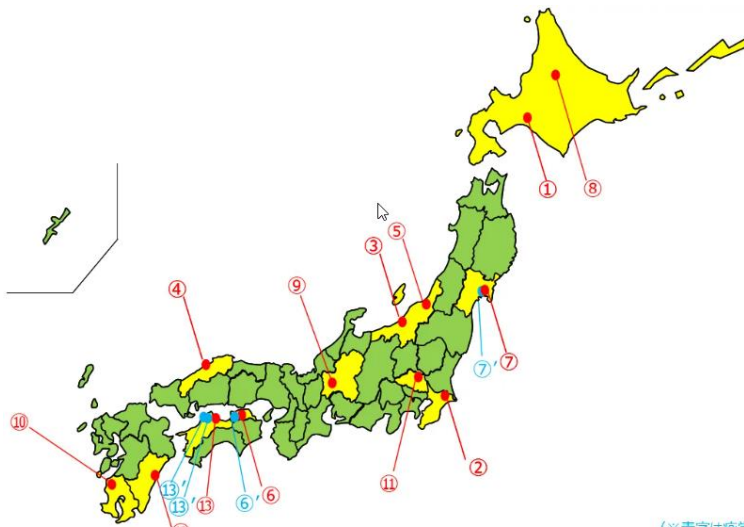
10月31日、大田市の養鶏農場にて高病原性鳥インフルエンザが発生し、約40万羽の鶏を殺処分しました。島根県内での高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成22年以来14年ぶりとなります。多くの関係機関の皆様のご協力のおかげで、11月10日に防疫措置が完了しました。

今年の高病原性鳥インフルエンザの発生状況は、猛威を振るった令和4年度（26道県84事例）に匹敵する頻度で発生が認められています。家畜伝染病の感染経路の1つとして、野鳥や野生動物による病原体の持ち込みが考えられます。対策の具体例は、ネズミや衛生害虫の駆除、野生動物侵入防止の防鳥ネット・防護柵などになります。他にも、農場従事者による病原体の持ち込みを防ぐために、踏込消毒槽、専用衣服・長靴への履き替え、手指消毒などを徹底し、農場への病原体進入を防ぎましょう。養鶏農場の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理基準を順守した防疫対策の実施をよろしくお願いたします。鶏を飼養されている方に限らず、豚や牛を飼養されている方も家畜伝染病に対する防疫対策



発生農場における消毒

を今一度ご確認ください。



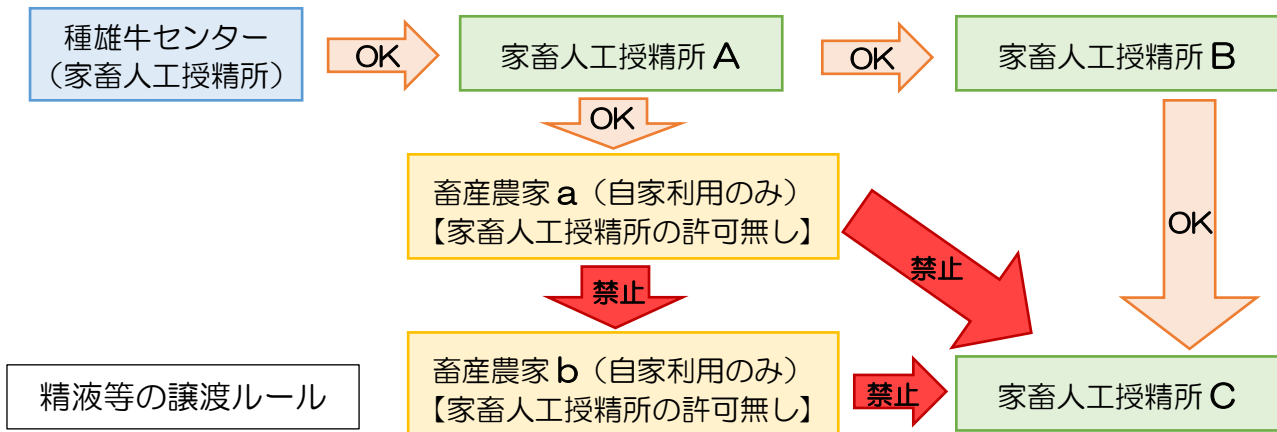
家畜における高病原性鳥インフルエンザの発生状況  
（令和6年12月10日現在） 農林水産省 HP より引用

事例数：13事例（防疫措置対象：農場17施設 約147.9万羽）			
発生場所		発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3
①	北海道1 養鶏場 （北海道厚真町）	令和6年 10月17日	約2.0万羽 （肉用鶏・平飼い）
②	千葉1 養鶏場 （千葉県香取市）	令和6年 10月23日	約3.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
③	新潟1 養鶏場 （新潟県上越市）	令和6年 10月26日	188羽 （採卵鶏・平飼い）
④	島根1 養鶏場 （島根県大田市）	令和6年 10月31日	約40.2万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑤	新潟2 養鶏場 （新潟県加茂市）	令和6年 11月6日	約33.7万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑥	香川1 養鶏場 （香川県三豊市）	令和6年 11月7日	約4.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑥'	香川1 養鶏場 （香川県観音寺市）	令和6年 11月7日	約2.8万羽 （採卵鶏）
⑦	宮城1 養鶏場 （宮城県石巻市）	令和6年 11月10日	約12.3万羽 （肉用鶏・平飼い）
⑦'	宮城1 養鶏場 （宮城県石巻市）	令和6年 11月10日	約4.8万羽 （肉用鶏）
⑧	北海道2 養鶏場 （北海道旭川市）	令和6年 11月12日	約4.4万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑨	岐阜1 養鶏場 （岐阜県本巣市）	令和6年 11月19日	約1.5万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑩	鹿児島1 養鶏場 （鹿児島県出水市）	令和6年 11月20日	約11.3万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑪	埼玉1 家さん農場 （埼玉県行田市）	令和6年 11月25日	2,528羽 （あひる（肉用）・平飼い）
⑫	宮崎1 養鶏場 （宮崎県川南町）	令和6年 12月3日	約3.5万羽 （肉用鶏・平飼い）
⑬	愛媛1 養鶏場 （愛媛県西条市）	令和6年 12月10日	約15万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）
⑬'	愛媛1 養鶏場 （愛媛県西条市）	令和6年 12月10日	約8.0万羽 （採卵鶏）
⑬''	愛媛1 養鶏場 （愛媛県今治市）	令和6年 12月10日	20羽 （採卵鶏）



## 家畜人工授精用精液等を適切に管理していますか？

令和2年に、『家畜改良増殖法』が一部改正されるとともに、『家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律』が施行されました。これらにより、家畜人工授精所以外が精液・受精卵を他人に譲渡することが禁止され、譲り受けや譲り渡しなどを行う際は流通履歴を帳簿に記録することが義務付けられました。さらに、和牛の精液、受精卵は知的財産としての価値を保護する観点から、契約に違反した使用・譲渡、海外への輸出などが禁止され、悪質性の高い不正行為については、罰則が適用されます。また、不正流通を疑う事案が発覚した場合は、家畜人工授精所の許可の有無に関わらず、立入検査が実施されています。牛の遺伝資源を利用している方々は、長年にわたる育種改良の努力による『国の財産』を引き続き適切に管理していきましょう。



## 冬期に効果的な消毒とは？

普段、長靴などの消毒に使用している消毒薬（アストップ、クリアキルなど）は、気温が低くなると消毒効果が低下します。また、踏込消毒槽に糞などが混入すると、消毒効果はさらに落ちるため、長靴の汚れをしっかりと落とす必要があります。なお、冬期の消毒には、低温でも効果が期待できる消毒液を使用することにより、効果的な消毒を行うことができます。特に気温が氷点下の場合は、融雪剤や消毒液用不凍液などを添加することにより、消毒液の凍結を防ぐことができ、効果的な消毒が可能になります。

25℃	↑ 暖	逆性石けん消毒薬、塩素系消毒薬、複合製剤（オルソ製剤）など
0℃		塩素系消毒薬 または複合製剤（オルソ製剤）
-10℃		塩素系消毒薬 + 融雪剤（塩カル等）
-25℃	↓ 冷	塩素系消毒薬 + 不凍液（プロピレングリコール、メタノール）

※酸性の消毒薬（ビルコン S など）とアルカリ性の消毒薬（消石灰など）を混ぜると消毒効果が期待できません。詳しくは、家畜保健衛生所にお問い合わせください。



## 国内でランピースキン病が発生

11月に福岡県の乳用牛を飼養している農場にて、国内で初めてとなるランピースキン病の発生が確認されました。この病気はランピースキン病ウイルスを原因とする皮膚に結節や水腫、発熱、泌乳量の低下などの様々な症状を示す感染症です。蚊、サシバ工等の吸血昆虫が牛を吸血することにより感染が拡がります（機械的伝播）。また、ウイルスが付着した器具などにより感染することもあるため、日常から農場内に持ち込むモノは洗浄・消毒の徹底をよろしくお願いいたします。なお、まん延防止対策として、感染牛の移動および生乳出荷などが自粛になります。現在、福岡県では発生農場付近の農場にて、ワクチン接種が始まりました。島根県では、NOSAI 島根とランピースキン病に関する協力体制を構築しておりますので、万が一、ランピースキン病を疑う症状を発見した場合は、[かかりつけの NOSAI](#)

[獣医師等](#)に相談してください。



感染牛の皮膚結節

農林水産省 HP より引用



## 西部家畜市場の活性化に向けた取組みについて

11月に開催された西部子牛市場では、上場子牛に対して牛伝染性リンパ腫（BL）の陰性表示が行われました。これは和牛改良組合などが中心となり、子牛市場の活性化に向けた取組みの1つになります。BL 清浄化の取組みにより、繁殖素牛の購買者のみならず、肥育素牛の購買者にも BL 発病によるリスク回避による他市場との差別化をアピールすることができると想定されています。

BL は牛伝染性リンパ腫ウイルスの感染により引き起こされる腫瘍疾患になります。と畜場にて BL と診断された場合は、食用に供することができず、全部廃棄となり、肥育農家の損失につながります。この病気には治療法はなく、ワクチンもないため、防疫対策が重要となります。農場の清浄化に向けた取組みを検討している方は家畜保健衛生所までご相談ください。

### ◎清浄化に向けた取組み例

- 感染牛の把握（吸血昆虫の少ない秋～冬）
- 日常の作業：非感染牛から行う。
- 吸血昆虫の対策（防虫ネットやアブトラップなど）
- 牛の配置（隔離舎）：感染牛と非感染牛が接触しないように配置する。
- 年齢や生産性を考慮しながら優先順位をつけて更新計画を立てる。
- 感染メス牛の後継を作出したい場合は、体内受精卵の採卵・移植を用いる。



## 美味しまねゴールド認証の取組み ～L1.家畜の飼養管理～

島根県版 GAP である美味しまねゴールド認証は、様々な安全・安心な畜産物を生産するための取組みの1つです。美味しまねゴールド認証では、畜産専用項目としてL1～L8の管理すべきポイントが定められています。この取り組み内容を少し紹介します。

『L1 家畜の飼養管理』の項目は、主に飼養衛生管理基準とアニマルウェルフェアの遵守が求められています。飼養衛生管理基準とは、農場に病原体を侵入させない、拡げない対策が示されたものです。家畜の飼養者は、年に1回チェックリストを用いて、自農場における飼養衛生管理基準の順守状況を確認し、家畜保健衛生所に報告（定期報告）することが家畜伝染病予防法に義務付けられています。また、農場における飼養衛生管理状況を確認するため、家畜保健衛生

所が定期的に立入検査を実施しています。この機会を利用し、自身が行ったチェックリストの内容と家畜防疫員の指摘事項を照らし合わせてもらうことにより、防疫対策の向上につながります。他にも、飼養している家畜が、家畜伝染病の特定症状を示した場合の通報ルールの整理などが求められています。

アニマルウェルフェアの遵守では、不要なストレスや苦痛がないような飼養管理、輸送、安楽死をするにあたり、アニマルウェルフェアに配慮した対策が求められます。アニマルウェルフェアに関する詳しい内容は、「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」に示されており、農林水産省のHPを参照してください。また、技術的な指針の内容を遵守した管理ができているかをチェックリストにて確認することができます。

(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>)

**疑わしい症状は直ちに通報を！**

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。  
～牛の症状～

鼻のびらん  
上顎口唇潰瘍  
水疱が破れている

写真：宮崎県提供  
写真：動物衛生研究部門提供

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や**最寄りの家畜保健衛生所**に連絡しましょう。

牛では、**1頭**のみに着目せず、**泡状のよだれ**を多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、**群としての異状の有無を確認することが重要**です。

特定症状の通報

農林水産省 HP より引用



【アニマルウェルフェアの例：円型給餌器（育成豚用）】  
給餌器は、餌を食べている時に、他の豚に邪魔されないことが重要になります。多くの豚が同時に食べることができる給餌器等は、闘争の機会を減らし、アニマルウェルフェアの向上につながります。

農林水産省 HP より引用